

相談事例（49）

最高裁判決から NHK 受信料を考える

昨年 12 月に最高裁判所が公共放送の受信料支払いに関する判決を出しました。受信料は支払わなければならない、というものです。相談室にも受信料に関する相談が寄せられています。

相談事例

1. 学生の娘が引越をした当日、強引に受信料契約をさせられた。
2. マンスリーマンションに 3 か月滞在している。夜 10 時過ぎに訪問され受信契約を迫られた。
3. 衛星放送の受信料を支払うよう徴収人が来た。ほとんど見ていないのに支払うのは納得できない。
4. マンションに受信アンテナが設置されているからと受信料を請求されている。しかし受信できない。支払いたくない。

昨年の 12 月 6 日に NHK の受信料について最高裁が判決を出しました。この裁判は、自宅にテレビを設置した男性が契約申込書を送っても応じないとして、NHK が 2006 年に提訴したものです。男性側は、テレビを持つ人に契約締結を義務付けた放送法 64 条（*1）について、「支払いの強制は憲法が保障する契約の自由を侵害する」と主張し、NHK 側は「受信料は不可欠で、合理性や必要性がある」として争っていました。

■最高裁の判決の主な内容

①放送法 64 条は憲法の保障する国民の知る権利を実質的に充足すべく採用され、その目的にかない合憲である

最高裁は「公共放送と民間放送がそれぞれ長所を發揮する」という趣旨を踏まえた上で、公共放送の財源を受信料でまかなうのは「NHK に特定の個人、団体または国家機関等から財政面での支配や影響が及ぶことのないようにするため、広く公平に負担を求めたものだ」と指摘しました。そして「放送法の規定はテレビ設置者に契約締結を強制するものだが、国民の知る権利を充足するという目的を実現するために、必要かつ合理的なものだ」として合憲と判断したものです。

②契約の成立は双方の意思表示の合致が必要である

NHK は契約の申込書が相手方に届いた時に契約は成立すると主張していましたが「NHK からの一方的な申し込みのみによって受信料支払い義務が生じるものではなく、双方の意思表示の合致が必要である」と指摘し、双方に争いが生じた時は「NHK が未契約者を相手に訴訟を起し、勝訴が確定した時点で契約が成立する」としました。

③契約が成立した場合の支払い義務の期間はテレビ設置時に遡る

契約が成立した場合、いつまで遡って支払う義務があるかについて「契約成立時点」とする男性側の主張を退け「テレビ設置の時点に遡る」とする NHK の主張を採用しました。

④NHK に引き続き丁寧な説明をするよう求める

「基本的には、NHKが契約への理解を得られるように努め、テレビ設置者に支えられて運営されていくことが望ましい」とも言及しました。

わが国の司法の最高機関が示したこの判断は、あらためて、私たちが公共放送に受信料を払う意味を示したものでした。

しかしこの判決の一方で、未契約世帯が全国で900万世帯を超える、という調査報告があります（NHK・平成27年度）。これによれば、契約をした後に支払いをしない世帯は100万件だそうです。また、全国の消費生活センターに寄せられる受信料の相談件数は2016年度に8472件となり、過去10年間で4倍に増加しています（国民生活センターでは個々の事業者について相談件数を発表していないため、この件数は裁判で弁護士が開示を求めた裁判資料から複数の報道機関が閲覧して発表したものです）（※3）

なぜこのように相談が多いのでしょうか。

事例から見ると①十分な説明がないまま強引に契約を迫る②夜間の訪問③受信できないのに契約を迫る④減免制度の利用を勧めていない、など契約時の対応に問題があると思われます。「受信できる機器が設置されていれば受信料の支払い義務がある」という放送法の定めが周知されていない、あるいはその規定に疑問があるなどです。

最高裁判決は、受信機を所有する者に受信料の支払い義務を認めたといえます。その一方で「NHKが契約への理解を得られるように努め、テレビ設置者に支えられて運営されていくことが望ましい」とNHKに対しても一定の努力を求めています。それは、受信料を徴収するだけでなく、放送番組が公平性をもって、国民の知る権利に答えるよう制作されることだと考えます。

受信料を支払う国民は、NHKの放送内容が真に国民の知る権利に答えているかチェックすることが大切です。NHKには国民の声を受け止める機関を公表してほしいと思います。また相談事例の多くが、契約時の説明不足や強引な勧誘に起因しています。特定商取引法や消費者契約法ではこれらの行為は禁止されています。契約することは義務である、との一方的な契約のさせ方はするべきではありません。NHKは委託集金人に対しても十分な教育をするべきです。

受信設備があれば支払い義務があるというのであれば、テレビ等受信機の購入時に受信契約をする。また受信料については電話料金のように、基本料を設定し、聴取した時間分を支払う、など納得できる受信料設定をする必要があるでしょう。

地上波2チャンネル、衛星放送2チャンネル合計4チャンネルを終日視聴することは不可能です。実態に見合った受信料を考えてもよいのではないのでしょうか。

■相談者への回答、助言

「受信設備のある世帯はNHKと契約をしなくてはならないと、放送法という法律で決まっているからです」と協会の相談窓口ではまずはお伝えしています。裁判では男性側が「契約の自由を侵害する」と主張していましたが、相談してくる方は同じように強制的に受信料を払わされると感じているのだと思われます。「わが国では戦前、戦中と国家権力によって情報が統制、操作され国民の知る権利が妨げられました。この反省をもとに、受信設備を持つ各自が受信料を支払うことで、特定の個人、団体又は国家機関等からの支配や影響が及ばない、自主、自立の放送制度を支えるようにしたものだ」と、今回の最高裁の判旨にもあった内容

も伝えるようにしています。

未契約、滞納の相談者には未契約の人が裁判で訴えられた場合の受信料の請求期間や滞納の場合の消滅時効についてもお伝えします。未契約の世帯がNHKから裁判に訴えられた場合、NHKが勝訴をすれば受信設備を設置した時からの料金を請求されることとなります。契約をしたのに受信料を払わなかった場合ですが、NHKは「滞納料金の全額を請求し、時効の申し出があった場合は時効を5年間として対応する」とホームページに明記しています。滞納後の支払いの際は、時効が主張できるのであれば主張することです。（*4）相談内容によってはNHK放送ガイドラインを紹介することもよいと思います。（*5）

しかし「払わなくてよいとはお伝えできない」ときっぱりお伝えします。

今回の判決で明確になったことは受信設備のある者はNHKの受信料を支払わなくてはならない、ということです。受信料の支払いは強制される受け身の理由ではなく、憲法で保障された私たちの知る権利を充たすための支払いなのだということです。

受信料を支払いながら今後のNHKや社会の動向を注視していく必要があります。そしてNHKが判旨で求められた契約への理解を得られるように努めているかを、国民一人ひとりが注視し、協会に寄せられる相談などからも判断していくことになると考えられます。

*1 【放送法第64条（受信契約及び受信料）】

第1項 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第126条第1項において同じ）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

*2 平成27（2015）年度末におけるNHK発表 全国の推計世帯支払い率は76.9%
https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/know/pdf/osirase_siharairitu_kako27.pdf#search

*3 毎日新聞が裁判記録に添付されたセンターの回答書を閲覧した資料より毎日新聞
2017年12月4日東京朝刊 及び 2017年6月29日弁護士ドットコムニュース

*4 NHK受信料の窓口 https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/shiharai_qa.html

*5 放送ガイドライン日本放送協会2015

<http://www9.nhk.or.jp/pr/keiei/bc-guideline/pdf/guideline2015.pdf>

参考資料

最高裁判例 平成26(オ)1130 受信契約締結承諾等請求事件

http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=87281

毎日新聞 2017年12月7日 東京朝刊クローズアップ2017

<https://mainichi.jp/articles/20171207/ddm/003/040/111000c>

東洋経済 12月14日 <http://toyokeizai.net/articles/-/149531>